

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第六号

聖籠町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）第十二条及び第十九条第三項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事及び当該布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(布設工事監督者の配置基準)

第二条 法第十二条第一項の条例で定める水道の布設工事
は、法第三条第十項に規定する水道の布設工事とする。
(布設工事監督者の資格)

第三条 法第十二条第二項の条例で定める資格は、水道法
施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）
第四条第一項各号に掲げる資格とする。

(水道技術管理者の資格)

第四条 法第十九条第三項の条例で定める資格は、令第六
条第一項各号に掲げる資格とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。